

令和3年度自然体験の新たな価値協創促進業務委託仕様書

1 目的

近年、三重とこわか県民健康会議が設置される等、県民の「健康」への関心の高まりに加え、アクティブレストの考え方が注目されつつあります。これら県民の関心事と自然体験を結びつけることで、企業や県民へ向けての新たな健康づくりへのアプローチや通年での自然体験フィールドの活用促進など相乗的な効果が期待されます。

このような機運の醸成を踏まえ、健康意識の高い層をターゲットに、三重県の「自然」や「自然体験プログラム」による「楽しく遊びながら」できる健康づくりや体力の維持・向上につながる活動を提案するため、首都圏を含む県内外でのプロモーション活動等を行うことにより、農山漁村地域の交流の拡大を図ることを目的とします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会変化（新しい生活様式の実践、ワーケーションなど新しい働き方の普及等）に対応した子ども向け教育・体験プログラムを情報発信していきます。

2 業務内容

(1) 首都圏等でのイベントへの出展（1件）

○県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、首都圏等で開催されるオリンピック・パラリンピック関連イベント等へ出展し、プロモーション活動を実施する。

○出展するイベントは県が指定するイベント「東京の産業等の魅力発信イベント（仮称）」（開催日は令和3年8月6日～8日（予定））とする。

○出展ブース（1小間（1小間：間口3.0m×奥行3.0m程度））については、アウトドアに関心のある客層をターゲットとした演出を図るものとする。

○出展ブースの展示・装飾費用を含むこととする。

○出展にあたっては県内の市町、活動団体*等と連携すること。

※活動団体とは、三重まると自然体験ネットワーク会員を指す。

https://www.pref.mie.lg.jp/MURAS/HP/89195000001_00001.htmを参照

(2) 県内での三重とこわか国体、とこわか大会及び健康に関連するイベントへの出展（5件）

○県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、県内で開催される三重とこわか国体、とこわか大会及び健康に関連するイベントへ出展し、プロモーション活動を実施する。

○プロモーション活動については、ターゲットとする年代層や効果的な活動時期などを明確にしたうえで、三重の自然体験活動の認知度が高まる演出を図るものとする。

○活動にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(3) 健康経営に取り組む事業者と県内の活動団体等のマッチング交流会の企画、設営及び運営（1件）

○県内の活動団体等が、健康経営に取り組む事業者に向けて新たな健康づくりへのアプローチを行い、自然体験フィールドの活用促進につながるようなマッチング交流会の企画、会場の設営及び運営管理を行う。

○マッチング交流会の内容としては、参加者同士の交流を深め、お互いの取組内容が把握できるようなプログラム等を想定している。

- マッチング交流会にかかる会場費やチラシ作成等の費用は委託料に含むこととする。
- マッチング交流会の開催場所や時期は、県と協議の上決めることとするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、対面での開催方法以外にも、オンライン形式での開催も可とする。
- 開催規模については概ね100名以上の参加者数が見込めるものとする。

(4) 県民向け子どもの自然体験紹介イベントの企画、設営及び運営（1件）

- 県内の活動団体等が、子どもの自然体験活動の紹介を行うイベントに関して企画、会場の設営及び運営管理を行う。
- イベントは、屋外をメインに水上アクティビティの体験が可能である場所で開催するものとし、開催時期については、発注者と協議のうえ決定する。
- 「子どもの自然体験機会の創出」をメインテーマとし、会場内では、県内での自然体験活動団体等の魅力の紹介を行うだけでなく、来場者が参加できる自然体験を行うなど、実際の集客に繋がるような演出を企画すること。
- イベント規模については概ね2,000名以上の来場者数が見込めるものとする。
- 会場内装飾にかかるステージ、音響機器、机、椅子、展示用パネル、展示ブース等の資機材費用及び会場使用料等は委託料に含むものとする。
- イベント実施にあたっての必要な保険への加入、行政機関等への必要な事務手続きを行うこと。
- イベントに出展するブース数は、三重まると自然体験ネットワーク会員等から30ブース程度とする。
- 基本のブースサイズ等については、間口 2.7m ×奥行 3.0m 程度とするが県と協議のうえ、出展内容や会場レイアウトに合わせて変更を可能とする。
- イベント開催の周知については、県による情報提供のほか、集客に効果的な手法を行うこと。

3 業務完了後の提出書類

業務完了後、委託期間内に、本業務の実施内容、成果、本業務における課題及び今後の展開に対する提案、その他必要と考えられる事項が含まれた業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

4 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては月1回以上、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (4) イベントへの出展およびイベント開催の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢により、予定していた業務の履行が困難である場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。
- (6) 業務におけるプロモーション活動については、デジタル技術の活用を検討すること。